

令和6年玄海町議会定例会9月会議会議録

招 集 年 月 日	令和6年1月5日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年9月20日午前10時00分			議 長	井 上 正 旦 君
	散 会	令和6年9月20日午前10時18分			議 長	井 上 正 旦 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	谷 丸 直 司 君	○	2	松 本 栄 一 君	○
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○
	7	池 田 道 夫 君	○	8	上 田 利 治 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	井 上 正 旦 君	○
会議録署名議員	5 番	山 口 寛 敏 君		4 番	小 山 善 照 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	岩 崎 一 男 君		総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君	
	防災安全課長	日 高 大 助 君		企画商工課長	熊 本 秀 樹 君	
	住民課長兼会計管理者	中 山 昌 直 君		福祉・介護課長	中 山 ふ み 君	
	こども・ほけん課長	黒 田 佐 織 君		農林水産課長	鶴 田 豊 明 君	
	まちづくり課長	鈴 木 博 之 君		生活環境課長	山 口 三 成 君	
	教 育 課 長	加 納 晴 美 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議会事務局長	中 村 大 造		議会事務局書記	渡 辺 健 太	

令和6年玄海町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

令和6年9月20日 午前10時開議

- 日程1 議案第33号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第34号 玄海町コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第35号 玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第37号 令和6年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 令和6年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第39号 令和6年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程2 議案第40号 令和5年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和5年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 議案第42号 令和5年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 議案第43号 令和5年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 議案第44号 令和5年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に
ついて
- 議案第45号 令和5年度玄海町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について
- 日程3 議案第46号 財産の取得について
- 日程4 議案第47号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程5 議案第48号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第4号）

午前10時 開議

○議長（井上正旦君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（中村大造君）

報告いたします。

本定例会 9 月会議に、追加議案として別紙のとおり議案第46号から議案第48号までの補正予算 1 件、その他 2 件、以上議案 3 件が町長から提出されております。

以上でございます。

○議長（井上正旦君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 議案第33号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 玄海町コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 玄海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 令和 6 年度玄海町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第37号 令和 6 年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第38号 令和 6 年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第39号 令和 6 年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（井上正旦君）

日程 1．議案第33号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第39号 令和 6 年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの以上 7 件についてを一括議題といたします。

本件につきましては、9 月 9 日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたの

で、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、前川和民君。

○予算特別委員長（前川和民君）

おはようございます。

御報告いたします。

9月9日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました、議案第33号 臨時に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第39号 令和6年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの以上7件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第33号 臨時に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第39号 令和6年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの以上7件については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第40号 令和5年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第41号 令和5年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第42号 令和5年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

について

議案第43号 令和5年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第44号 令和5年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について

議案第45号 令和5年度玄海町下水道事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

○議長（井上正旦君）

日程2. 議案第40号 令和5年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第45号 令和5年度玄海町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件を一括議題といたします。

本件につきましては、9月9日の本会議において決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。決算特別委員長、池田道夫君。

○決算特別委員長（池田道夫君）

おはようございます。

御報告いたします。

9月9日の本会議において決算特別委員会に付託を受けておりました、議案第40号 令和5年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第45号 令和5年度玄海町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決及び認定されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第40号 令和5年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第45号 令和5年度玄海町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件については原案のとおり可決及び認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程3 議案第46号 財産の取得について

○議長（井上正旦君）

日程3. 議案第46号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第46号 財産の取得についてにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産としましては、防災行政無線における処理部パソコン、画面部パソコン及び遠隔制御設備の機器及びシステム一式でございます。

契約の相手方といたしましては、佐賀県唐津市千々賀1番1号、株式会社九電工唐津営業所、所長 月俣博氏でございます。取得金額は3,025万円でございます。納入期限は令和7年7月11日でございます。

なお、今回の契約の相手方につきましては、現在の防災行政無線の整備工事の請負者であり、無線通信施設における電気、機械、通信の各分野において機器の構成内容を熟知しており、効率的かつ経済的に業務を実施することができることから、株式会社九電工唐津営業所としております。

提案理由でございますが、防災行政無線については平成26年度に整備しているため、経年劣化により防災行政無線の中核である操作卓の処理部パソコンが故障し、応急的に仮復旧を

行い運用してはいますが、正常かつ円滑な運用を行うため、故障した部分及びそれに関連する部分の機器とシステムを更新するものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号 財産の取得については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程4 議案第47号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（井上正旦君）

日程4. 議案第47号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第47号 損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

ホームページ更新システム使用料の支払遅延による損害賠償の額を定めることについて地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方といたしましては、愛媛県松山市雄郡1丁目1番地32号、福泉株式会社でございます。

概要といたしましては、令和6年4月分から7月分までの4か月分のホームページ更新、

システム使用料の支払いについて、事務手続きの遅延により支払期限までに支払いができず、当該請求金額98万1,492円、月額にして24万5,373円の4か月分に対する損害賠償の額——遅延利息です——を支払うものでございます。

この件による損害賠償額は、各月の支払遅延の日数に契約書に規定された率を乗じて得られた2,700円でございます。

このような事態を発生させ、関係者の皆様へおわび申し上げますとともに、町民の皆様の信頼を損なうことになりましたことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。池田道夫君。

○7番（池田道夫君）

経緯、経過をもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（井上正旦君）

日高防災安全課長。

○防災安全課長（日高大助君）

まず、このたびは支払い遅延ということで、町民の皆様、議員の皆様にご迷惑をおかけしたことをまずおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

経緯ということでございますが、今回の件がホームページの利用料、使用料ということで、年度初めに、まず起案をしてこういうところと契約をしていいかというところで起案、それから負担行為決議書と申しまして、これだけの金額を今後支払っていきますっていうふうな伝票を起こすような形になるんですが、その際、決裁を回す段階で指摘が入りまして、その指摘を修正しておったんですが、その該当職員がその修正後の伝票を回し忘れて、まずはそこが不備があったということでございます。その後、伝票も回ってなかったんですが、請求書が業者のほうから参りまして、それが最初に向こうの日付ですけども、4月分が5月22日に参っております。その際、すぐ支払い事務をすればよかったんですが、そのときも放置をいたしまして机の中に請求書をなおしておったと。5月、6月、7月と3か月分が次々に請求書が参っておったんですが、そのときも処理せず机の中になおしておったという

ことで、今回のようなことになったところでございます。今回の事案が分かったきっかけといたしましては、業者のほうから請求書を出してるけども納金がないということで、このようなことが判明したということでございます。

○議長（井上正旦君）

池田道夫君。

○7番（池田道夫君）

分かりました。金額は2,700円ということですが、金額の大小にかかわらず、しっかり管理をしていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○議長（井上正旦君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号 損害賠償の額を定めることについては原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程5 議案第48号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第4号）

○議長（井上正旦君）

日程5. 議案第48号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第4号）についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

損害賠償の件につきましては、大変申し訳ありませんでした。

議案第48号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を107億4,635万3,000円とするものでございます。

まず、歳入補正予算としましては、20款諸収入、5項雑入、1目弁償金3,000円の増額は、本町のホームページ更新システム使用料に係る遅延利息の弁償金として、国家賠償法第1条第2項に基づき、当該職員に対し求償権を行使するため計上するものでございます。

続きまして、歳出補正予算としましては、2款総務費、1項総務管理費、14目情報管理費の遅延利息3,000円の増額は、ホームページ更新システム使用料の支払いについて、事務手続きの遅延により期限までの支払いができず、遅延利息が生じたため計上するものでございまして、歳入で御説明いたしました弁償金を全額充当するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。申し訳ありません。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会 9 月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和 6 年玄海町議会定例会 9 月会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時18分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員